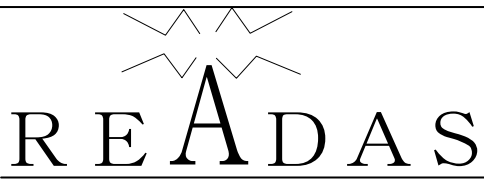


第 5179 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月 6日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 離婚に伴う財産分与

**Q**：このたび、夫と離婚することになり夫から財産をもらうことになりました。この場合、どのような課税関係になりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

離婚に伴う財産分与に係る課税は、次のように取り扱われます。

#### ①財産を渡す方

離婚の際に財産分与として資産を移転する場合のその移転は、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡に該当することから、その分与した者については、その分与した時においてその時の価額により譲渡したものとして取り扱われることとなっています。

なお、この取扱いは、慰謝料として資産を移転する場合も同じ取扱いになります。

#### ②財産をもらう方

財産分与により資産をもらった場合は、その取得した者がその分与を受けた時において、その時の価額により取得したことになりますが、所得税法での取扱いでは非課税と規定されているわけではありませんが、実務上、課税されないこととして取り扱われています。また、財産分与として取得する金銭その他の物又は権利その他経済的利益は、贈与により取得したものではありませんので、贈与税の対象にもなりません。なお、慰謝料として資産をもらう場合は、心身に加えられた損害に基因して取得したものに該当し、非課税となります。

